

固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の状況調査結果

総務省では、平成21年度から平成23年度における土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税誤り等による税額修正の状況について調査を行い、結果を取りまとめました。

(連絡先)

自治税務局固定資産税課

担当：中原課長補佐、古川^{こがわ}係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線) 23611

(直通) 03-5253-5674

(FAX) 03-5253-5676

固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の状況調査結果

1. 調査内容

平成21年度、22年度及び23年度（平成24年1月1日まで）における土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、各市町村が課税誤り等により税額を増額又は減額修正した件数（納税義務者数）を調査した。

調査回答団体数は、1,592市町村で、岩手県、宮城県及び福島県内の市町村は調査対象外としている。また、東京都のうち特別区の区域（都が課税）については回答を得られなかった。なお、平成24年1月30日現在の固定資産税の課税団体数は東京都及び1,719市町村となっている。

今回の調査により、税額修正の要因については多岐にわたっていることが把握できたが（後掲2.（4）参照）、さらに各要因において税額修正を生じることとなった原因には、多様なものがあると考えられる（例えば「評価額の修正」の場合であっても、その原因には電算システムのデータ入力誤りやプログラムミスのようなものから、評価基準の適用誤り等まで様々なものが考えられる）。今回の調査結果を踏まえつつ、こうした原因について実態を把握し、課税誤りを防止するために有効な方策について今後検討していく。

2. 調査結果

（1）税額修正団体数

調査対象期間（平成21年度～平成23年度）の間に、税額修正した納税義務者数が1人以上あった市町村は、調査回答団体のうち97.0%となっている。

年度	税額修正団体数	団体数割合
平成21年度	1,483団体	93.2%
平成22年度	1,485団体	93.3%
平成23年度	1,484団体	93.2%
累計	1,544団体	97.0%

※団体数割合 = 各年度の税額修正団体数 / 調査回答団体数

（2）納税義務者総数に占める修正者数割合

納税義務者総数に占める税額修正のあった人数の割合は、調査対象期間の平均で土地は0.2%、家屋は0.2%となっている。

年度	土地		家屋	
	修正者数／納税義務者数	修正割合	修正者数／納税義務者数	修正割合
平成21年度	76,613人／28,991,554人	0.3%	118,570人／32,644,343人	0.4%
平成22年度	49,042人／29,184,470人	0.2%	56,407人／32,904,180人	0.2%
平成23年度	44,749人／29,307,753人	0.2%	44,636人／33,222,534人	0.1%
平均	—	0.2%	—	0.2%

※各年度の納税義務者数は、総務省「固定資産の価格等の概要調書」による、調査回答団体の法定免税点以上の者の人数。

(3) 増額修正及び減額修正の割合

税額修正したもののうち、土地については、増額修正が32.0%、減額修正が68.0%、家屋については、増額修正が40.5%、減額修正が59.5%となっている。

年度	土地		家屋	
	増額修正	減額修正	増額修正	減額修正
平成21年度	27.5% (0.1%)	72.5% (0.2%)	28.7% (0.1%)	71.3% (0.3%)
平成22年度	29.2% (0.0%)	70.8% (0.1%)	44.3% (0.1%)	55.7% (0.1%)
平成23年度	39.4% (0.1%)	60.6% (0.1%)	48.4% (0.1%)	51.6% (0.1%)
平均	32.0% (0.1%)	68.0% (0.1%)	40.5% (0.1%)	59.5% (0.1%)

※ () 内は納税義務者数全体に占める割合である。増額修正と減額修正の計は、端数処理のため(2)の修正割合と一致しない場合がある。

(4) 税額修正の要因

税額修正の要因別では、土地については、評価額の修正が29.9%、負担調整措置・特例措置の適用の修正が22.9%、現況地目の修正が15.8%などとなっている。

家屋については、評価額の修正が29.7%、家屋減失の未反映が23.6%、新增築家屋の未反映が20.6%などとなっている。

	土地	家屋
①課税・非課税認定の修正	7.5%	1.4%
②新增築家屋の未反映	—	20.6%
③家屋減失の未反映	—	23.6%
④現況地目の修正	15.8%	—
⑤課税地積・床面積の修正	3.1%	2.9%
⑥評価額の修正	29.9%	29.7%
⑦負担調整措置・特例措置の適用の修正	22.9%	1.9%
⑧納税義務者の修正	15.2%	13.4%
⑨その他	5.6%	6.4%